

令和6年度 富士市子どもの権利救済委員 活動報告書



富士市子どもの権利救済委員



目次

I	子どもの権利救済委員からのメッセージ	1
II	子どもの権利の救済について	
1	富士市子どもの権利条例	3
2	富士市子どもの権利救済委員と相談窓口	3
3	相談体制等	3
4	相談・救済の流れ	5
III	相談・活動状況について	
1	相談の状況	6
2	活動の状況	7
IV	広報・啓発	
1	子どもへの広報	20
2	大人への広報	23
3	その他	24
4	広報・啓発品	25
V	参考資料	
1	富士市子どもの権利条例	26
2	富士市子どもの権利条例施行規則	31
3	子どもの権利救済委員名簿	42

子どもの権利救済委員からのメッセージ

太田 吉則 委員



2022年5月、富士市子どもの権利救済委員に就任した太田です。現在、富士市中央町の小長谷・石野法律事務所で弁護士をしています。

これまで夫婦が離婚する際、父母のどちらか一方を子どもの親権者として定める必要がありましたが、2024年5月、離婚後も共同親権を選択可能にする改正民法が国会で可決されました。2026年5月までに運用が開始されることになっており、共同親権の導入により、離婚後も父母が協力して子育てに関与していくことが期待されています。

その一方で、私は、弁護士として、父母が互いを信用できなくなり、離婚するに至ったというケースを数多く見てきました。このようなケースでは、離婚後に父母が協力することが難しく、教育方針等で対立が生じた場合には、スムーズな意思決定ができず、子どもに不利益が生じるおそれがあります。父母の間で、子どもが板挟みになるようなこともあるかもしれません。子どものことを考えて導入される共同親権によって、子どもの最善の利益（富士市子どもの権利条例第3条3号）が害されないよう願っていますし、弁護士として、救済委員として、そのような事態が生じないようお手伝いしていきたいと思っています。

富士市子どもの権利条例は、すべての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的として施行されました。

他者・地域と交流を図っていく中で、時にはトラブルに発展してしまうこともあります。同条例では、救済制度を設けていますが、まだまだ件数は多くありません。何か良策が見つかるかもしれませんので、家族や学校、習い事、お友達などの関係で何か悩み事がありましたら、お気軽にご相談ください。

畠垣 智恵 委員



子どもの権利に関する相談窓口である「子どもなんでも相談」と連携を図りながら、子どもの権利救済委員として活動し4年目になりました。

令和6年度の活動状況を見てみると、相談件数はまだまだ少ないですが、広報活動が実を結び、子ども自身が嫌だなと思ったこと、おかしいなと感じていることを直接伝えられる窓口として少しずつ認識されてきていることを感じます。今年度の活動においては、市民の方からいただいた申し立てが特に印象に残っています。これまで、私たちの社会・学校教育・子育てにおいて当たり前のことであるかのように行なわれてきた慣習やイベントに対して、「子どもの人権」という点から考え直し、「多様な背景をもつ子どもや家族」に配慮したものにしていくなさざるを得ないだろうかと投げかけをしていただきました。内閣府（2022）が発表した男女共同参画白書からは、「家族の姿の変化・人生の多様化」として次のような日本の実態が浮かび上がってきます。現代においては、家族の形態は大きく変化し、祖父母・両親・子どもたちという「ちびまる子ちゃん」的三世代家族はこの20年間で半減し、今や少数派となりました。反対に、ひとり親世帯が1.5倍になり三世代家族を上回っています。全婚姻件数に占める再婚件数の割合は1970年代以降増加傾向にあり、令和2（2020）年の再婚件数は13.9万件と、婚姻の約4件に1件が再婚となっています。これは、いわゆる「ステップファミリー」と呼ばれ「血縁関係」を前提とはしない家族の形です。大人たちの暮らしや働き方も変化しており、20年前と現在とでは共働き世帯と専業主婦の数が逆転し、「お父さんは仕事で、お母さんがお家」という考え方は主流ではなくなってきたと言えるでしょう。

「母の日」「父の日」に親に感謝を伝えるイベントや、「2分の1成人式」に代表されるような自分の幼少期の様子や名前の由来を親に尋ねることで、生き立ちを振り返る教育活動もありますが、このような日本の実態を踏まえて変容して行く必要があると感じました。色々な人がいて、傷つく人もいるからやらないようにするのはではなく、1人1人に多様な背景や家族の関係性があることに想像力を働かせながら、子どもにとって貴重な教育の機会となるような工夫が大切であると思います。

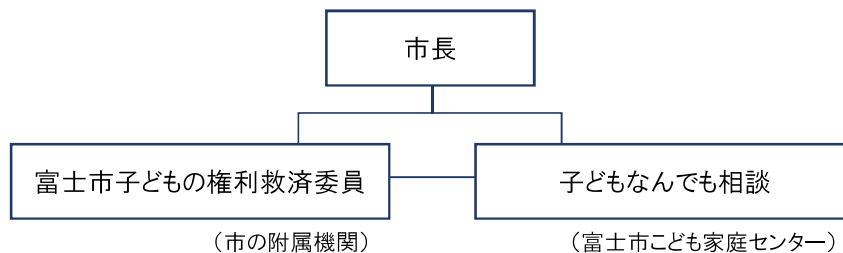
1 富士市子どもの権利条例

全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、富士市は、令和4年4月1日に富士市子どもの権利条例を施行しました。

2 富士市子どもの権利救済委員と相談窓口

いじめや体罰、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切に対応し、権利の回復を支援する市の附属機関として、富士市子どもの権利救済委員を令和4年5月10日に設置しました。

子どもの権利に関する相談窓口である「子どもなんでも相談」と連携を図りながら、子どもや保護者等からの相談に応じています。



3 相談体制等

(1) 相談体制

① 富士市子どもの権利救済委員 2名

- 子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。任期は3年ですが、再任を妨げるものではありません。
- 富士市こども未来課で、事務局機能を担い、申立ての受付業務を行います。

② 子どもなんでも相談 8名

- 子どもの権利に関する第一次的な相談窓口を、富士市こども家庭センター内にある「子どもなんでも相談」とし、相談員を配置しています。

(2) 職務

① 富士市子どもの権利救済委員

- 子どもの権利に関する相談について、解決方法を一緒に考え、必要に応じて助言及び支援をします。
- 子どもの権利に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行います。
- 調査又は調整の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう要請や提言をし、子どもに関する制度改善を求め意見表明を行います。
- 重要な事項について、救済委員会議により協議し決定します。

② 子どもなんでも相談

- 相談員は、電話やメールなどにより寄せられる相談に対応し、子どもの話を傾聴し、子ども自身の解決を支援します。また、問題の解決に向けて調査や調整を行います。
- 学校や関係機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者と話し合いの場を設けるなどの調査や調整活動を行います。
- 救済委員の職務を補佐します。

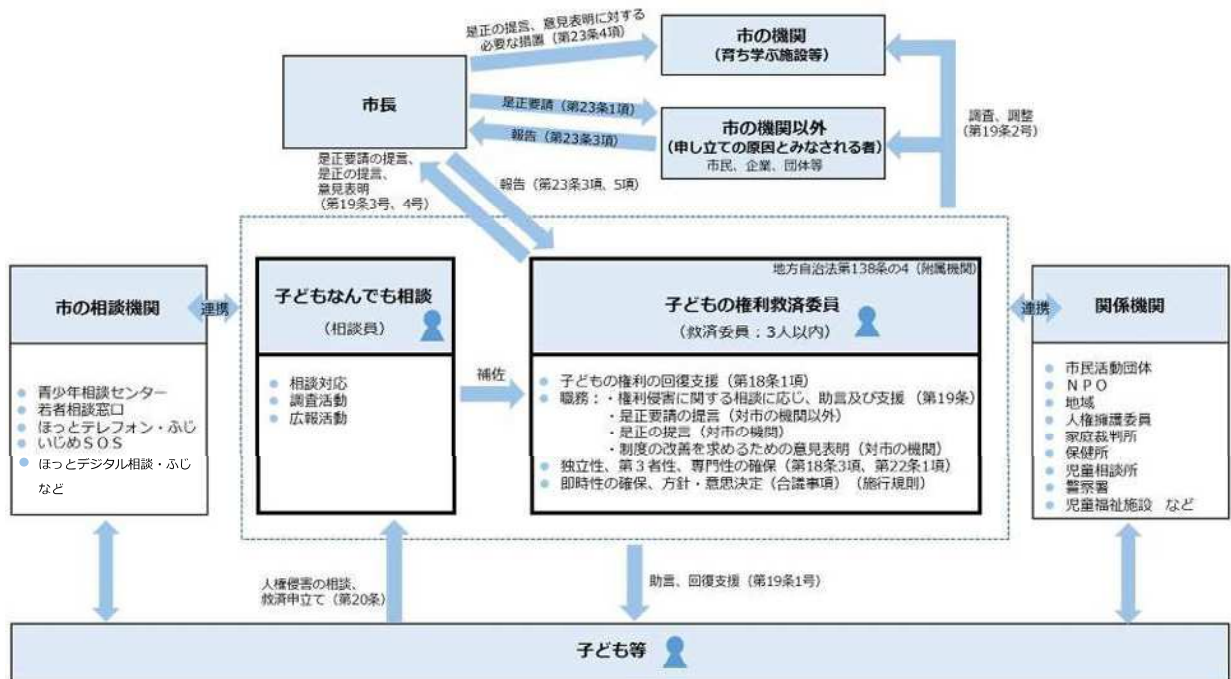
(3) 相談・申立てできること及びできる方

- 子ども（市内に居住し、通学し、通所する方や市内で活動する18歳未満の方）の権利に関することについて、何でも相談できます。
- 子ども自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談することができます。

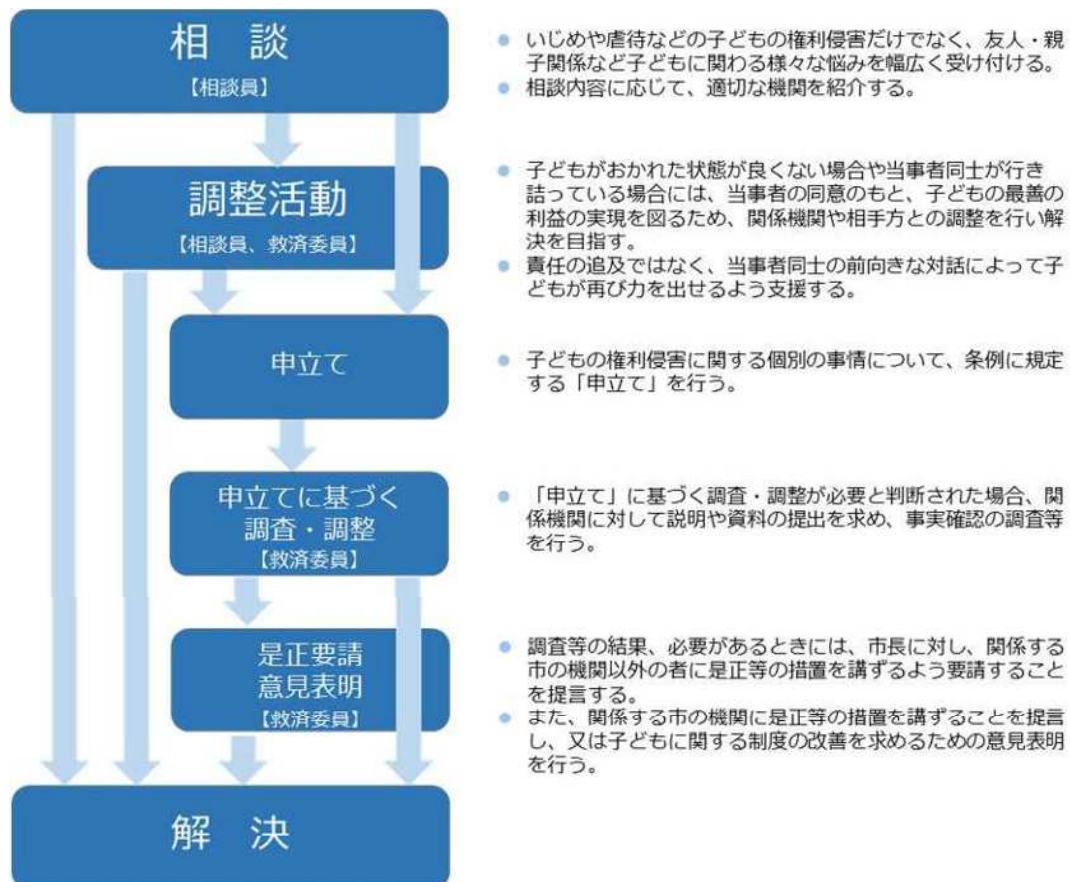
(4) 相談方法

- 「子どもなんでも相談」への来所、電話、メール等で受け付けています。
- 申立てをする場合は、原則、書面で行います。

(5) 相談のイメージ



4 相談・救済の流れ



1 相談の状況

(1) 相談件数及び対応回数

① 相談件数

1 件（新規 1 件、継続 0 件）

※相談者の実人数と同数となります。「新規」は当年度に受け付けた相談、「継続」は前年度から継続している相談です。

② 対応回数

1 回

※相談対応や、相談者や関係機関等に対して行った活動の延べ回数です。

(2) 相談件数及び対応回数の推移

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		計		
内容	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	
相談件数(件)	7	0	4	0	1	0	12	0	12
対応回数(回)	9	0	9	0	1	0	19	0	19

(3) 相談内容

「学校の対応」に関する相談がありました。

2 活動の状況

(1) 申立ての状況

① 申立て件数 2件

「学校の対応」に関する申立てが1件、「学校の授業」に関する申立てが1件ありました。

なお、「学校の授業」に関しては、申立てとしての調査は実施せず、救済委員の自己発意による調査を実施しました。

② 申立て対応回数 15件

	対応日	対応状況
1	R6.10.29	救済委員会議(調査の実施を決定)
2	R6.11.8	申立者との面談
3	R6.12.16	申立者との面談
4	R6.12.23	申立者との面談
5	R7.1.6	医師への聞き取り
6	R7.1.20	救済委員会議(これまでの対応状況と今後の対応について)
7	R7.1.28	学校への聞き取り
8	R7.1.30	学校への聞き取り
9	R7.2.10	救済委員会議(これまでの対応状況と今後の対応について)
10	R7.2.27	救済委員会議(これまでの対応状況と今後の対応について)
11	R7.2.28	申立者との面談
12	R7.3.11	学校への聞き取り
13	R7.3.12	救済委員会議(これまでの対応状況と今後の対応について)
14	R7.3.14	学校への聞き取り
15	R7.3.28	申立者との面談

③ 申立ての件数の推移 (件)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
0	0	2	2

(2) 自己発意の状況

① 自己発意の件数 1 件

令和6年4月に、「生い立ちや家族関係に焦点を当てた保育・教育活動」に関する申立てがありました。子どもの権利のより一層の充実を図るために、市内における同様の事例を確認し、市全体として考え、向き合うことに意義があると判断し、当該事案に関する調査を実施しました。(次ページ参照)

② 自己発意の件数の推移 (件)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
0	0	1	1

(3) 救済委員会議の開催

※申立て案件の調査調整活動を含んでいます。

	開催日	会議内容
1	令和6年6月6日(木)	(1) 相談案件への対応について (2) 活動報告書について
2	令和6年10月29日(火)	(1) 申立て案件への対応について (2) 自己発意による調査について
3	令和7年1月20日(月)	(1) 申立て案件への対応について (2) 自己発意による調査について (3) 富士市こども計画について
4	令和7年2月10日(月)	申立て案件への対応について
5	令和7年2月27日(木)	(1) 自己発意による調査結果を踏まえた今後の取組について (2) 申立て案件への対応について
6	令和7年3月12日(水)	(1) 申立て案件の対応状況と今後の対応について (2) 自己発意による調査について

富士市 子どもの権利救済委員

「生い立ちや家族関係に焦点を当てた保育・教育活動」に関する調査結果報告書

令和7年3月31日

富士市子どもの権利救済委員

1 はじめに

令和6年4月に、富士市長宛に提出された子どもの権利に係る救済申立書により、「小学校で行われている生い立ちを振り返る生活科の授業や「2分の1成人式」について、様々な背景をもつ子どもの人権に配慮が必要なのではないか」との申立てがあった。

確かに、近年の富士市の子どもや家庭を取り巻く状況を見ると、核家族化の進行や全国平均に比べてひとり親家庭の割合の高さ、児童虐待に関する新規相談件数の増加など、多様化・複雑化している。また、乳児院や児童養護施設、里親のもとで暮らし、社会的養護を必要とする多くの子どもたちがいる。このような子ども達において、生い立ちを振り返る授業や2分の1成人式が苦痛に感じられたとしても不思議ではない。

当該申立てについては、個別事案として調査を行わないこととしたが、子どもの権利のより一層の充実を図るために、市内における同様の事例を確認し、市全体として考え、向き合うことに意義があると判断し、富士市子どもの権利条例第19条第2号の規定に基づく自己の発意により、当該事案に関する調査を実施することとした。

2 調査概要

調査は、保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）、並びに、小学校及び中学校に対し、自分の生い立ちを振り返る活動や、親・家族の存在又は関係性を前提とした活動を実施しているか、また、実施している場合には、実施に当たり配慮している点や課題と感じている点について、配布式アンケートを行った（調査期間：令和6年8月～10月）。

アンケートを配付した施設数は、市内の保育所等、小学校、中学校の119施設であり、その内89施設（74.8%）から回答を得た。

3 調査結果

(1) 保育所等の調査結果について

市内78施設に回答を依頼し、53施設から回答を得た（回答割合67.9%）。回答の

あった施設のうち、子どもの生い立ちを振り返る活動や、親・家族の存在又は関係性を前提とした活動を実施していると回答した施設は78施設中42施設（53.8%）であった。

実施している機会としては、「入園式・卒園式」（26件）という回答が最も多く、その他、「保育参観・保育参加」（25件）、「運動会・運動参観日」（22件）、「母の日・父の日・敬老の日」（15件）、「祖父母参観、祖父母へ感謝を伝える機会」（8件）などの回答があった。

こうした取組における具体的な内容としては、「親子で集合記念写真を撮影する」、「園児が、保護者に感謝の言葉や絵を書いて渡す」、「祖父母を招いて会食をする」、「誕生会で事前に保護者が書いたメッセージを手渡す」、「家族や大好きな人の絵を描き展示する」などといったものであった。多くの保育所等では、子どもと保護者の結びつきを深めることや、保護者に園の活動に参加してもらう目的で、定例行事として行われていた。

取組の実施に当たり、子どもや保護者等に配慮している点として、「家族の誰でも参加可能としている」、「児童養護施設から通園する園児については、施設の担当職員と連絡を取りあっている」、「イベント名に『親子』を使わない」、「ひとり親や配慮が必要な家庭には事前に面談等を行う」などが挙げられた。

一方、「複雑な家庭環境の子どもの心情を思うと、家族へのプレゼント作りについて葛藤がある」、「父の日に行う参観日は、父親のイメージにつながりやすくなってしまふ」など、多くの保育所等で課題を感じながら実施している実態についても確認した。

2) 小学校の調査結果について

市内26校の小学校に回答を依頼し、21校の小学校から回答を得た（回答割合80.7%）。回答のあった小学校のうち、子どもの生い立ちを振り返る活動や、親・家族の存在又は関係性を前提とした活動を実施していると回答した小学校は26校中16校（61.5%）であった。

実施している機会としては、「授業・生活科」（17件）という回答が最も多く、次に「卒業式」（8件）、「入学式」（3件）と続いた。

取組における具体的な内容としては、「今までの自分を振り返り、家族や身近な人に幼い頃の自分の様子を聞く」、「できるようになったことを表現して10歳を祝い、家族に感謝する」、「家族に手紙を書いて渡す」、「保護者と集合写真を撮る」などといったものであった。

取組の実施に当たり、子どもや保護者等に配慮していることとして、「お父さんお母さんというワードに偏らないよう気をつけている」、「児童養護施設に入所している児童に配慮し、実の親を想起させないようにしている」、「個々の家庭状況や家族構成に配慮し、無理のない範囲で対応している」ことなどを確認した。

また、「多くの児童にとっては、自分を再発見、再評価できる活動であっても、一部の児童にとっては、過去を振り返りたくないケースがある事への配慮が必要」、「『家族』の定義に『父母』が入っていない児童がいた。個に配慮しつつも、両親の大切さをどのように伝えていくか課題に感じた」などのコメントがあった。教員は子どもや家族にとっては一定の意

義のある活動であることは認識しながらも、全体に配慮することの難しさを感じながら実施している実態についても把握した。

(3) 中学校の調査結果について

市内15校の中学校に回答を依頼し、12校の中学校回答を得た(回答割合80.0%)。回答のあった中学校のうち、子どもの生き立ちを振り返る活動や、親・家族の存在又は関係性を前提とした活動を実施していると回答した中学校は15校中12校(80.0%)であった。

実施している機会としては、「入学式」(10件)、「卒業式」(9件)という回答が多く、次に「授業(家庭科、道徳)」(4件)と続いた。

取組における具体的な内容としては、「家族に手紙を書き、渡す」、「保護者と集合写真を撮る」、「保護者の前で自分の夢を紹介する」、「自分の夢や興味のあることを、今までの生き方に触れながら発表する」などといったものであった。

取組の実施に当たり、子どもや保護者等に配慮していることとして、「手紙は、ひとり親家庭の児童や、児童養護施設等から通っている児童に配慮し、『親』に向けて書くものに限定せず、お世話になった『保護者』に向けて書くものとしている」、「手紙を書くことを望まない生徒には無理強いをしないようにしている」、「様々な家庭があることに配慮し、写真の活用やインタビューを活用した振り返り活動は行わないようにしている」、「児童養護施設の生徒それぞれに、施設の担当職員が出席している」などを確認した。

一方で、「家庭科という教科から、避けて通れないところもあると感じる。個々の生徒の実態に合わせて、選択肢をなるべく複数用意して選べるようにしていきたい」、「家族の形態が多様になっているため、生徒への投げかけ方に十分配慮する必要がある」など、小学校の調査結果と同様に、学習指導要領に定められた授業科目(家庭科で自分の成長と家族・家庭生活について取り上げる)をどう工夫しながら行っていくかについて、教員が葛藤や課題を感じながら実施している実態についても把握した。

4 まとめ

本調査により、市内の保育所等や小学校、中学校において、自分の生き立ちを振り返る活動や、親・家族の存在又は関係性を前提とした活動が行われていることを把握することができた。多くの教育現場においては、行事として、子どもが周囲の人との関りをもって成長してきたことをみんなで確認し、喜び合うことを主たる狙いとして実施しているものと思われる。また、小学校においては、学習指導要領(平成29年3月告示)に則して、「生活科」の授業として実施されていた。生活の学習指導要領(小学校学習指導要領 第2章 第5節 生活)には、「自分自身の生活や成長を振り返る活動を通して、自分のことや支えてくれた人々について考えることができ、自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、

役割が増えたことなどが分かるとともに、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちを持ち、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活しようとする」という目標が掲げられている。

以上のような行事、授業が子ども達の成長、発達に資するものであることは疑いようがないが、冒頭で述べた通り、市内には様々な背景を持つ子ども達がいる。家庭環境が複雑、多様化する状況下において、自身の生い立ちや家族関係に焦点を当てた保育・教育活動を行うに当たっては、行事であるか、授業であるかにかかわらず、生きづらさを抱えている子ども達がいることを認め、配慮することが必要である。今後、個々の家庭事情や子どものプライバシーに抵触していないかを事前に検討し、保護者や養育者と話し合う機会を設け、要望を聞くなど、更なる対応が必要な場合もあると思われる。また、「父」「母」「祖父母」が揃っていることや、「あたたかい家庭」「親子の絆」「親への感謝」などを当然の前提としないなど、われわれの意識の変容も求められる。

本調査は、子どもの権利のより一層の充実を図るため、市全体の問題として考え、向き合うことに意義があると判断し、実施したものである。調査の結果、既に、多くの保育・教育現場において、子ども達の家庭環境の多様化、複雑化に対応すべく、日々悩みながら、創意工夫している様子が窺えた。このような現場の努力、工夫は称賛されるべきである。是非、本調査結果を参考にいただき、例えば、保育所等の施設管理者による連絡会議や、学校長等による連絡会議の場等において、本調査結果を取り上げていただくことにより、子どもの権利意識の更なる醸成に繋がることを願う。

また、行政においては、令和4年に県内でも先駆けて施行した「富士市子どもの権利条例」の理念に基づき、社会全体で「子どもにやさしいまちづくり」を推進するとともに、保育所等や学校などに対する子どもの権利に関する周知・啓発の更なる強化に努められたい。

以上

【参考資料】「生い立ちや家族関係に焦点を当てた保育・教育活動」に関する調査結果

1 調査の内容等

(1) 調査の内容

教育活動や保育活動において、自分の生い立ちを振り返る活動や、親・家族の存在又は関係性を前提とした活動を実施しているか。実施している場合は、活動名や対象の学年、実施に当たって配慮している点、課題に感じている点等について調査した。

(2) 調査の対象

市内小学校、市内中学校、市内保育園・幼稚園・認定こども園（いずれも公私立）

(3) 調査の方法

調査票を学校・保育施設長宛に送付し、メールによる回答を受け付けた。
（令和6年8月～10月）

2 調査数と回答数

調査数と回答数は以下のとおりである。

種 別	調査数	回答数	回答割合
保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所	78	53	67.9%
小 学 校	26	21	80.7%
中 学 校	15	12	80.0%
合 計	119	89	74.7%

3 回答結果について

(1) 「子どもの生い立ちを振り返る活動や、親・家族の存在又は関係性を前提とした活動を実施している」と回答した施設数

種 別	調査数	実施している施設数 (実施割合)
保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所	78	42 (53.8%)
小学校	26	16 (61.5%)
中学校	15	12 (80.0%)
合 計	119	89 (74.8%)

(2) 保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所の回答結果

① 「実施している機会」についての回答

「入園式・卒園式」という回答が多く、次に「保育参観・保育参加」、「運動会・運動参観日」と続いた。また、「母の日・父の日・敬老の日」や「祖父母参観、祖父母へ感謝を伝える機会」という回答も見受けられた。



② 「取組内容」についての回答

実施機会	取組内容
入園式・卒園式	親子で集合記念写真を撮影する。卒園する園児が、保護者に感謝の言葉や絵を書いて渡す。
保育参観・保育参加	親子で体操やゲーム遊びをしたり、一緒に給食を食べるなど、園での普段の活動を、保護者に体験・参観してもらう。
運動会・運動参観日	親子競技を行う（玉入れ、障害物競走など）。競技中に親子の記念写真を撮る。
母の日・父の日・敬老の日	園児が制作したプレゼント（小物・似顔絵・カードなど）を感謝の気持ちを伝えて渡す。
祖父母参観、祖父母へ感謝を伝える機会	食育の一環として、収穫した野菜でカレー作りをし、祖父母を招いて会食やわらべ歌などのふれ合い遊びを楽しむ。
遠足	親子でバスに乗り、動物園へ行く。動物園では、クラス単位で行動する。お弁当の時間は、家族単位で過ごす。
親子でふれあう機会	広場で保護者と一緒にふれあいあそびや運動遊び、自然散策などを楽しむ。
誕生会	カードを用意し、事前に保護者にメッセージを書いてもらい、手形・身長・体重・職員からのメッセージと共に誕生会の際に手渡す。
家族や大好きな人の絵を描く	商業施設等の依頼により、父や母、祖父母や自分、友だちなどの絵を描き、施設内に展示された。展示された絵を園外保育で見に出かけた。
おうちの方へ感謝を伝える機会	休みの日は、お手伝いをしたり、家族に感謝の気持ちを伝えながら過ごす。

③ 「取組に当たって配慮している内容」についての回答

●入園式・卒園式

- ✓ 案内文は「保護者」と記載し、家族の誰でも参加可能としている。
- ✓ 写真撮影は、「友だち同士と」「先生と」「親と」など、自由な形で行えるようにしている。
- ✓ 配慮を必要とする園児については、事前に保護者と当日の進め方などを共有する。

●保育参観・保育参加

- ✓ 家族の誰でも参加できるようにしている。
- ✓ 家庭状況により、期間内に参加できない場合は、家庭に合わせた日（又は時間）にする。
- ✓ 児童養護施設から通園する園児は、施設の担当職員と連絡を取りながら、「大好きな人」とのふれあいを楽しむ時間となるよう配慮している。

●運動会・運動参観日

- ✓ 家族の誰でも参加できるようにしている。
- ✓ 競技名に「親子」と明記しない。

●母の日・父の日・敬老の日

- ✓ 「サンクスファミリーデー」という名称にし、家族の誰もが一緒に楽しめる活動とした。
- ✓ 父母や祖父母がいない子どもが不安にならないように、先祖の在ることを繋げて自分の存在の大切さを感じられる話をするようにしている。
- ✓ ひとり親や配慮が必要な家庭とは、年度初めの個別面談や行事前の確認により、園児が誰のために制作し渡したいかなど、園児の思いに寄り添った対応を心掛けている。

●祖父母参観、祖父母へ感謝を伝える機会

- ✓ 祖父母がいない園児に対しては、職員が対応する。
- ✓ 参加した祖父母が全園児とふれ合えるような声掛けをしている。

●遠足

- ✓ 家族の誰でも参加できるようにしている。

●親子でふれあう機会

- ✓ 家族の誰でも参加できるようにしている。
- ✓ 参加している人が皆で子ども達を見守り、認められるように促す。

●誕生会

- ✓ 家族の誰でも参加できるようにしている。

●家族や大好きな人の絵を描く

- ✓ 描くものは指定せず、子どもが好きな人の絵を描くようにしている。

●おうちの方へ感謝を伝える機会

- ✓ 子どもたちと話し合いながら決めている。

④ 「課題に感じていることなど」についての回答

- ✓ 家族に感謝する心を育むことは、こどもの育ちに大切なことと考えるが、複雑な家庭環境のこどもの心情を思うと、家族へのプレゼント作りについて葛藤がある。
- ✓ 父の日に行う参観日がある。「父親参観」としていないが、父の日のイメージにつながりやすくなってしまっていると感じる。
- ✓ 望ましい親子関係を築くための機会として教育・保育上の意義はある。個々の状況に応じた配慮を尽くし取り組んでいる。

(3) 小学校の回答結果

① 「実施している機会」についての回答

「入園式・卒園式」という回答が多く、次に「2年生の授業・生活科」、「1年生の授業・生活科」と続いた。



② 「行事での取組内容」についての回答

実施機会	取組内容
授業・生活科（2年生）	今までの自分を振り返る、家族や身近な人に幼い頃の自分の様子を聞く。
卒業式	家族に手紙を書き、卒業式で渡す。
授業・生活科（1年生）	家族の家庭生活での仕事を調べ、自分にできそうなことを考え、実践する。
入学式	保護者と集合写真を撮る。
授業参観	保護者が授業を参観する。
キャリアパスポート（面談）	振り返りシートに保護者にコメントを書いてもらう。
総合的な学習の時間（6年生）	保護者への感謝や未来の自分の姿を伝える。
未来に向かって（4年生）	できるようになったことを表現し 10 歳を祝う、家族に感謝する。
立志式（5年生）	未来の自分の姿や夢を伝える。
1年間の思い出そう（1年生）	1年間の振り返りを行い、次年度への意欲をもつ。

③ 「取組に当たって配慮している内容」についての回答

●授業・生活科（2年生）

- ✓ お父さんお母さんというワードに偏らないよう気をつけている。
- ✓ 児童養護施設に入所している児童に配慮し、実の親を想起させないようにしている。
- ✓ 無理のない範囲で家庭の協力を仰いでいる。

- 卒業式
 - ✓ 父母に関わらず、式を見に来てれる方に手紙を送ることとしている。
 - ✓ 父、母のように特定の家族を示す言葉を使わずに伝えるようにしている。
- 授業・生活科（1年生）
 - ✓ 「自分を支えてくれる身近な人」という大きなくりで「家族」を捉えるようにしている。
 - ✓ 個々の家庭状況や家族構成に配慮し、無理のない範囲で対応している。
- 入学式
 - ✓ 写真撮影は、人数の制限なく、入学式に参加した家族は、父母に関わらず一緒に写ってもらっている。
- 授業参観
 - ✓ 児童養護施設に人所している児童に配慮し、実の親を想起させる活動はなるべく行わないようにしている。
- 総合的な学習の時間（6年生）
 - ✓ 両親、ひとり親に関わらず、支えてくれる人への思いを伝えられるようにしている。
- 未来に向かって（4年生）
 - ✓ 家庭環境や生い立ちに配慮している。
- 立志式（5年生）
 - ✓ 「思い出の写真を必ず入れる」などの指定は行わないようにしている。

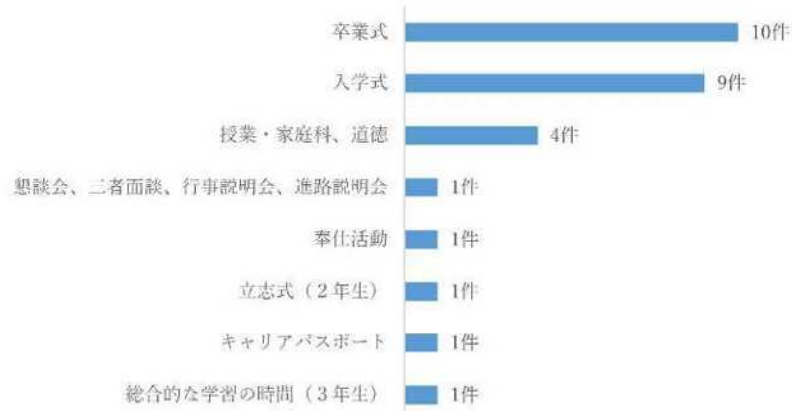
④ 「課題に感じていることなど」についての回答

- ✓ 多くの児童にとっては、自分を再発見、再評価できる活動であっても、一部の児童にとっては、過去を振り返りたくないケースがある事への配慮が必要。
- ✓ 両親、兄弟と一緒に暮らしている児童で、「家族」の定義に「父母」が入っていない児童がいた。個に配慮しつつも、両親の大切さをどのように伝えていくか課題に感じた。

(4) 中学校の回答結果

① 「実施している機会」についての回答

「入学式」や「卒業式」という回答が多く、続いて、「授業（家庭科、道徳）」という回答が多かった。



② 「行事での取組内容」についての回答

実施機会	取組内容
卒業式	家族に手紙を書き、卒業式で渡す。
入学式	保護者と集合写真を撮る。
授業・家庭科、道徳	幼児の成長と家族の役割について学習する。
懇談会、二者面談、行事説明会、進路説明会	保護者に出席してもらう。
奉仕活動	保護者と生徒と一緒に活動する。
立志式（2年生）	保護者の前で自分の夢を紹介する。
キャリアパスポート	これまでのシートを振り返り、学級活動の中で成長を見つめる。
総合的な学習の時間（3年生）	自分の夢や興味のあることを、今までの生き方に触れながら発表する。

③ 「取組に当たって配慮している内容」についての回答

●卒業式

- ✓ 手紙は、ひとり親家庭の児童や、児童養護施設等から通っている児童に配慮し、「親」に向けて書くものに限定せず、お世話になった「保護者」に向けて書くものとしている。
- ✓ 手紙を書くことを望まない生徒には無理強いをしないようにしている。

●入学式

- ✓ 文書等は全て「保護者」宛てとしている。

- ✓ 保護者の出席が難しい家庭の生徒に対し、心の負担がかからないよう声掛けをしている。
- ✓ 児童養護施設の生徒それぞれに、施設の担当職員が出席している。
- 授業・家庭科、道徳
 - ✓ 様々な家庭があることに配慮し、写真の活用やインタビューを活用した振り返り活動は行わないようにしている。
 - ✓ 一般的な家庭や家族の在り方を客観的に捉えるようにしている。
- 懇談会、三者面談、行事説明会、進路説明会
 - ✓ 文書等は全て「保護者」宛てとしている。
 - ✓ 保護者の出席が難しい家庭の生徒に対し、心の負担がかからないよう声掛けをしている。
 - ✓ 児童養護施設の生徒それぞれに、施設の担当職員が出席している。
- 奉仕活動
 - ✓ 文書等は全て「保護者」宛てとしている。
 - ✓ 保護者の出席が難しい家庭の生徒に対し、心の負担がかからないよう声掛けをしている。
 - ✓ 児童養護施設の生徒それぞれに、施設の担当職員が出席している。

④ 「課題に感じていることなど」についての回答

- ✓ 家庭科という教科から、避けて通れないところもあると感じる。個々の生徒の実態に合わせて、選択肢をなるべく複数用意し選べるようにしていきたい。
- ✓ 家族の形態が多様になっているため、生徒への投げかけ方に十分配慮する必要がある。

1 子どもへの広報

(1) リーフレット

<子どもの権利リーフレット>

市内小学校の新4年生に配付しました。



<中高生向け子どもの権利リーフレット>

静岡福祉大学の有志の学生と協働により令和5年度に作成しました。今年度、中学生及び高校生等に配付しました。

なやんだり、つらいときには相談してください

■ **子どもなんでも相談**
 子どものどんな困りごとや悩みごとでも相談できる市の窓口です。どなたでも無料で相談ができ、なやみが解決できるよう相談員が寄りもいます。

富士市役所 4階 こども家庭課 児童家庭担当
 ☎: 0545-55-2764
 ✉: kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

■ **富士市子どもの権利救済委員会について**
 いじめや虐待、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して、素早く適切に対応し、権利の回復を支援するための委員です。まずは「子どもなんでも相談」にご相談ください。

■ **ほっとデジタル相談・ふじ（小中学生向け）**
 GIGAタブレットのL-Gateから「ほっとデジタル相談・ふじ」を選び、画面を進んでください。

■ **子どもの権利条例に関する窓口・お問い合わせ**
 子どもの権利条例の内容及び救済制度に関する市の窓口です。

富士市役所 5階 こども未来課
 ☎: 0545-55-2731
 ✉: kodomomira@div.city.fuji.shizuoka.jp
 〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100

11月20日は富士市子どもの権利の日
 令和6年3月 こども未来課 発行

中高生向け

富士市子どもの権利条例

“自分らしさ” “自分の思い”
みんなのことを応援します！



子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条例の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

～条例前文より～

富士市

富士市子どもの権利条例って・・・？

富士市では、子どもにやさしいまちづくりを目指して、「子どもの権利条例」をつくりました。条例とは、富士市が独自に定めることができる決まりのことです。

条例では、子どもは18歳未満（高校生まで）としています。

子どもの権利の4原則

① **生命・生存・発達に対する権利**
 あなたはかけがえのない存在として、個性が尊重され、安心して成長することができます。

③ **子どもの最善の利益**
 あらゆる活動において、あなたにとって何が一番良いのかを考えてもらえます。

② **子どもの意見の尊重**
 あなたは自分の思いや考えを自由に伝えることができ、年長や成長段階に応じて尊重されます。

④ **差別の禁止**
 あなたは、人種や性別、障害、家庭事情などを理由としたあらゆる差別を受けることはありません。

他者の権利の尊重

自分に権利があるからといって、決して自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分だけでなく、他者(相手)にも同じように権利があります。自分の権利と他者の権利をお互いに尊重し合うことは、とても大切なことです。

ポイント

- 「権利」を主張するときは、相手の話をよく聞き、考えや意見をしっかりと相手に伝えることが大切です。
- 一方的な主張だけでは「わがまま」になってしまいます。
- 「権利」を主張するということは、自分の意見をおし通すことではなく、お互いに権利を尊重し合うことです。

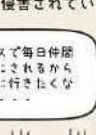
子どもの権利の保障

条例では、あらゆる場面において子どもの権利が守られることが保障されています。

- ① **家庭における権利の保障**
 ・・・・ 家族、保護者 など
- ② **教育・学習施設における権利の保障**
 ・・・・ 学校、児童福祉施設 など
- ③ **地域における権利の保障**
 ・・・・ 町内会、地域団体 など
- ④ **市による権利の保障**
 ・・・・ 富士市役所



自分の権利が侵害されていると感じたときは・・・



ご相談ください

- 子どもなんでも相談
- ほっとデジタル相談・ふじ
- 富士市子どもの権利救済委員会

家で暴力をふるわれたりひどいことを言われたりしてつらいよ・・・

周りの大人に相談できないときには相談してください。

△ 相談の秘密は守ります。

くわしくは裏面をみてください。

こんな取り組みを行います！

大人が子どもの権利を正しく理解し、子どもの権利を守っていくために、以下の取り組みを行っていきます。

- 虐待、体罰、いじめの防止
- 貧困の防止、ヤングケアラーへの支援
- 安心して過ごすことができる居場所づくり
- 子どもの権利の普及
- 子どもの権利侵害の回復支援など

(2) 子どもの権利クイズ

「富士市子どもの権利の日（11月20日）」のキャンペーンの一環として、市内4館の児童館等において「子どもの権利クイズ」を実施しました。



(3) イベントでの周知活動

「わくわくマルシェ」、「ふじBousai 2024」において子どもの権利に関するブースを出展し、周知活動を実施しました。

【わくわくマルシェ】

開催日：令和6年10月14日（月・祝）

会 場：みらいてらす

【ふじBousai 2024】

開催日：令和6年11月16日（土）

会 場：ふじさんめっせ



(4) 小学校出前講座の開催

担当職員が小学校を訪問し、日本ユニセフ協会の「子どもの権利条約カードブック」を使用してワークショップ形式の出前講座を開催しました。

開催日：令和6年11月7日（木）

会 場：富士市立神戸小学校



公益財団法人 日本ユニセフ協会ウェブサイトより

2 大人への広報

(1) 出前講座の開催

子どもの権利の基本認識を深めるための大人向けの出前講座を開催しました。

令和6年度の開催数5回、延べ参加者100人超



	開催日	会議内容
1	令和6年4月17日(水) 午前の部	対象者:こども未来課会計年度任用職員・ こども未来部職員 場 所:富士市役所
2	令和6年4月17日(水) 午後の部	対象者:こども未来課会計年度任用職員・ こども未来部職員 場 所:富士市役所
3	令和6年8月6日(火)	対象者:市立吉永第二小学校教職員 場 所:市立吉永第二小学校

	開催日	会議内容
4	令和6年11月25日(月)	対象者:放課後児童支援員等 場 所:富士市教育プラザ
5	令和7年2月8日(土)	対象者:須津地区まちづくり協議会 場 所:須津まちづくりセンター

(2) 子どものための心理的応急処置研修の開催

子どもの権利の視点に立った心理的応急処置研修を「ふじB o u s a i 2024」において開催しました。

開催日：令和6年11月16日（土）

会 場：ふじさんめっせ

講 師：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 赤坂美幸 様

参加者：49名（児童クラブ、幼稚園、保育園の職員等）



3 その他

(1) 広報誌による周知・啓発

広報ふじ：令和6年11月号

(2) 横断幕による周知・啓発

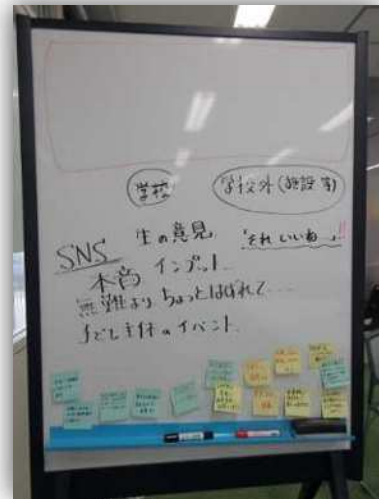


(3) 東京経済大学現代法学部野村ゼミ フィールドワークの実施

こども基本法と富士市におけるこども施策について、こども未来課職員から説明ののち、実効性のあるこども施策を進めるための子ども・若者の意見聴取の方法について、ワークショップによる意見交換を行いました。

開催日：令和6年9月10日（火）

会 場：富士市テレワーク実践会議室



4 広報・啓発品

(1) 横断幕



(2) リーフレット



1 富士市子どもの権利条例

○富士市子どもの権利条例

令和 4 年 4 月 1 日
条 例 第 1 7 号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 子どもにとって大切な権利（第3条・第4条）
- 第3章 子どもの権利の保障（第5条―第8条）
- 第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第9条―第11条）
- 第5章 子どもの居場所づくり（第12条）
- 第6章 子どもの権利の普及（第13条―第15条）
- 第7章 子どもの意見表明及び参加（第16条・第17条）
- 第8章 子どもの権利の侵害からの救済（第18条―第24条）
- 第9章 施策の推進（第25条）
- 第10章 雑則（第26条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことによって取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にすることが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることで子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動

するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護するものをいいます。

(3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は各種学校

ウ ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設

(4) 市民等 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ 市内に事務所を有する法人その他の団体

(5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第2章 子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利）

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

(1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。

(2) 子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。

(3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。

(4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

（他者の権利の尊重）

第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

第3章 子どもの権利の保障

（家庭における権利の保障）

第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしよう努めるものとします。

4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。

5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

（地域における権利の保障）

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

(虐待及び体罰の防止等)

第9条 保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。

(いじめの防止等)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

2 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(子どもの貧困の防止)

第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

第5章 子どもの居場所づくり

第12条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分であることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

第6章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。

(富士市子どもの権利の日)

第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとします。

2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日とします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第15条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう、必要な支援に努めるものとします。

第7章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加)

第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第17条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第8章 子どもの権利の侵害からの救済

(富士市子どもの権利救済委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員の定数は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。

(3) 前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者には是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。

(4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(救済の申立て)

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に居住する子どもに関するもの

(2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りません。）

(救済委員の役割等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

2 救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

(救済委員に対する協力)

第22条 市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

2 保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

(是正要請等の尊重)

第23条 市長は、救済委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市長は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

4 市長は、救済委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

5 市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

(活動状況の報告)

第24条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

第9章 施策の推進

(推進計画)

第25条 市は、子どもに関する施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

2 市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成27年富士市条例第15号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

3 市長は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮るものとします。

第10章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

2 富士市子どもの権利条例施行規則

○富士市子どもの権利条例施行規則

令和4年4月1日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市子どもの権利条例(令和4年富士市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。(18歳未満の者と等しく子どもの権利を認めることが適当である者)

第3条 条例第2条第1号に規定する条例が適用されることが適当であると市長が認める者は、満18歳に達した日から同日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの。
- (2) 市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの。

(代表救済委員)

第4条 条例第18条に規定する救済委員のうち1人を代表救済委員とする。

2 代表救済委員は、救済委員の互選により定める。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、あらかじめ代表救済委員が指名する救済委員がその職務を代理する。

(救済委員による協議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員を会議に招集することができる。

- (1) 条例第19条第3号に規定する是正要請の提言又は同条第4号に規定する是正等の措置を講ずることの提言若しくは子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明に関すること。
 - (2) 第7条第6号に該当する事項に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、救済委員が協議の必要があると認める事項に関すること。
- 2 代表救済委員は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(救済の申立て)

第6条 条例第20条に規定する救済の申立ては、市長に救済申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、市長は、当該申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。

(調査等)

第7条 救済委員は、救済の申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第2号に規定する事実の調査又は調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 申立ての内容が救済委員又は条例第18条第6項に規定する相談員の行為に係るものである場合
- (4) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過している場合
- (5) 申立日において、権利を侵害された者が子どもでない場合
- (6) その他調査等を行うことが必要でない又は適当でない救済委員が認める場合

(調査等の同意)

第8条 市長は、救済委員が調査等をする場合において、当該調査等が権利を侵害された子ども又は保護者からの申立てによるものでないときは、調査等を行うことについて、同意書(第3号様式)により、事前に当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもが置かれている状況等を考慮し、救済委員が同意を得ずに調査等を行う必

要があると認めるときは、この限りでない。

(調査等の通知)

第9条 市長は、救済委員が調査等をするときは、救済の申立てをした者（以下「申立者」という。）及び前条本文の規定による同意をした子ども又はその保護者（以下「同意者」という。）に調査等実施通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、救済委員が関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に対して資料の提出及び説明その他の必要な協力を求めるときは、その旨を通知するものとする。ただし、関係する市の機関以外の者に対して実地調査をするときは、その同意を得なければならない。

3 救済委員は、第7条ただし書の規定により調査等をしない場合は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者及び同意者に調査等対象外通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(調査等の中止)

第10条 救済委員は、調査等の開始後に、第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、調査等を中止することができる。

2 前項の場合において、救済委員は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等中止通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(是正要請等の提言)

第11条 市長は、条例第19条第3号に規定する是正要請の提言を受けた場合には、関係する市の機関以外の者に是正要請通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

3 市長は、条例第19条第4号に規定する是正等を講ずることの提言又は子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を受けた場合には、関係する市の機関に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

(調査等結果の通知)

第12条 救済委員は、調査等が終了したときは、その旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等結果通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(身分証明書)

第13条 救済委員は、その職務の実施に当たっては、身分証明書（第9号様式）を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 救済委員の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

救 済 申 立 書

年 月 日

（宛先）富士市長

申立者 住 所
氏 名
電 話 番 号

富士市子どもの権利条例第20条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済を申し立てます。

権利の侵害を受けたと思われる子ども	氏 名			
	住 所			
	年 齢		申立者との関係	
申立ての原因となった事実の概要及びその事実のあった年月日				
他の機関への相談等の有 無	無 ・ 有	(有の場合、相談機関の名称及び相談状況)		
備 考				

第2号様式（第6条関係）

口 頭 申 立 記 録 書

年 月 日

富士市子どもの権利条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済の申立てを口頭で受け付けました。

申立てを受けた日	年 月 日			
申立てを受け付けた者				
申 立 者	氏 名			
	住 所			
	電話番号			
権利の侵害を受けたと思われる子ども	氏 名			
	住 所			
	年 齢		申立者との関係	
申立ての原因となった事実の概要及びその事実のあった日				
他の機関への相談等の有無	無 ・ 有	(有の場合、相談機関の名称及び相談状況)		
備 考				

第3号様式（第8条関係）

同 意 書

年 月 日

（宛先）富士市長

同意者 住 所
氏 名
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）
電話番号

私は、富士市子どもの権利条例施行規則第8条の規定に基づき、次の子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を行うことについて同意します。

権利の侵害を受けたと思われる子ども	氏 名			
	住 所			
	年 齢		同意者との関係	

第4号様式（第9条関係）

調 査 等 実 施 通 知 書

第 年 月 号 日

様

富士市長



富士市子どもの権利条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を実施しますので通知します。

記

- 1 子どもの権利の侵害についての概要
- 2 調査等を実施する理由
- 3 調査等の内容
- 4 備考

第5号様式（第9条関係）

調 査 等 対 象 外 通 知 書

第 年 月 号
日

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てについて、富士市子どもの権利条例施行規則第7条ただし書の規定に基づき、事実の調査等を実施しないこととしますので通知します。

記

事実の調査等を実施しない理由

第6号様式（第10条関係）

調 査 等 中 止 通 知 書

第 年 月 号 日

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等について、富士市子どもの権利条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、調査等を中止することとしますので通知します。

記

中止の理由

第7号様式（第11条関係）

是 正 要 請 通 知 書

第 年 月 号 日

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等の結果、富士市子どもの権利条例第23条第1項の規定による是正要請をします。

記

是正要請の内容

第8号様式（第12条関係）

調 査 等 結 果 通 知 書

第 年 月 号
日

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等が終了しましたので、富士市子どもの権利条例施行規則第12条の規定に基づき、結果を通知します。

記

調査等の結果

第9号様式（第13条関係）

（表面）

写 真	第 号	
	身 分 証 明 書	
氏 名		
生年月日		年 月 日
上記の者は、富士市子どもの権利条例第18条第1項の規定に基づく富士市子どもの権利救済委員であることを証明する。		
交 付	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
富士市長		印

60ミリ
メートル

90ミリメートル

（裏面）

富士市子どもの権利条例（抄）
（富士市子どもの権利救済委員の設置）
第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。
2から6まで （省略）
（救済委員の職務）
第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。
(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
(1) 及び(4) （省略）

3 富士市子どもの権利救済委員名簿

委員の任期：令和 7 年 5 月 10 日から令和 10 年 5 月 9 日

職名	氏名	役職等
富士市子どもの権利 救済委員	太田 吉則	静岡県弁護士会 弁護士
	畠垣 智恵	静岡大学 教授 臨床心理士

◆子どもなんでも相談

子どものどんな困りごと、悩みごとでも相談できる市の窓口です。

富士市 こども家庭センター 児童家庭担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所4階

電話 0545-55-2764（直通）

メールアドレス kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

◆市ウェブサイトの子どもの権利に関するページ

子どもなんでも相談



子どもの権利救済委員



子どもの権利条例



令和6年度富士市子どもの権利救済委員活動報告書

令和7年6月

発行 富士市子どもの権利救済委員

編集 富士市子どもの権利救済委員

富士市こども未来部こども未来課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-55-2731（直通）
